

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

明治二十二年十一月十一日

勅諭、各々知照ス

勅諭、各々知照ス、大員、各々知照ス、大員、各々知照ス

明治二十二年十一月十一日(官報附録)

元勳優遇ノ詔

明治二十二年十一月一日(官報附録)

元勳優遇ノ詔

朕宮中顧問官從二位勲一等伯爵伊藤博文ヲ待
ツニ特ニ大臣ノ禮ヲ以テ之茲ニ元勳優遇ノ意
ヲ昭ニス

明治二十二年十一月一日

第六十二

皇 帝 御 璽